

企業価値担保権 施行まで 1 年 認知度は 3 割超に上昇

国や金融機関から制度に対する
十分な説明継続が必須

企業価値担保権に対する企業の意識調査(2025 年 4 月)



本件照会先

池田 直紀(主任研究員)
帝国データバンク
東京支社情報統括部
03-5919-9343(直通)
情報統括部:keiki@mail.tdb.co.jp

発表日

2025/05/23

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

企業価値担保権の認知度は 35.1%と前回調査(2024 年 9 月)より 6.8 ポイント上昇。ただし、半数以上の企業に認知されていない状況が続いた。活用意向のある企業は 28.6%で、「事業性に着目した評価」を理由とする企業が多い一方で、「自己資本」「既存の融資」で十分といった理由で活用意向のない企業は 26.5%だった。制度の周知不足や金融機関による評価の難しさなどの課題があり、今後の制度の詳細設計や普及に向けた取り組みが重要となる。

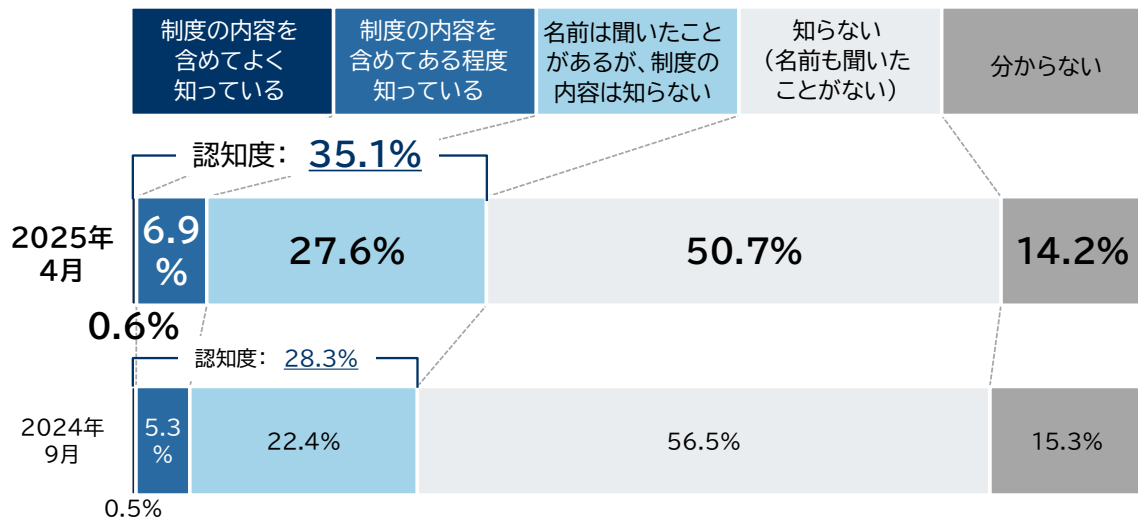
※株式会社帝国データバンクは、全国 2 万 6,590 社を対象に「企業価値担保権」に関するアンケート調査を実施した。なお、企業価値担保権に関する企業の意識調査は、2024 年 9 月に実施し今回で 2 回目
調査期間:2025 年 4 月 16 日～4 月 30 日(インターネット調査)
調査対象:全国 2 万 6,590 社、有効回答企業数は 1 万 735 社

認知度は 35.1%に上昇も、 「知らない」企業が依然として半数超

企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、認知度は 35.1%（前回調査 28.3%）と前回調査より 6.8 ポイント上昇し、3 社に 1 社が制度を認識していた。その内訳は、「制度の内容を含めてよく知っている」が 0.6%（同 0.5%）、「制度の内容を含めてある程度知っている」が 6.9%（同 5.3%）、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」27.6%（同 22.4%）だった。

他方、「知らない（名前も聞いたことがない）」とする企業は 50.7%（同 56.5%）と、前回調査に続き半数の企業が知らない状況となった。

企業価値担保権の認知度（上段：2025 年 4 月、下段：2024 年 9 月）



注1：母数は、有効回答企業1万735社

注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

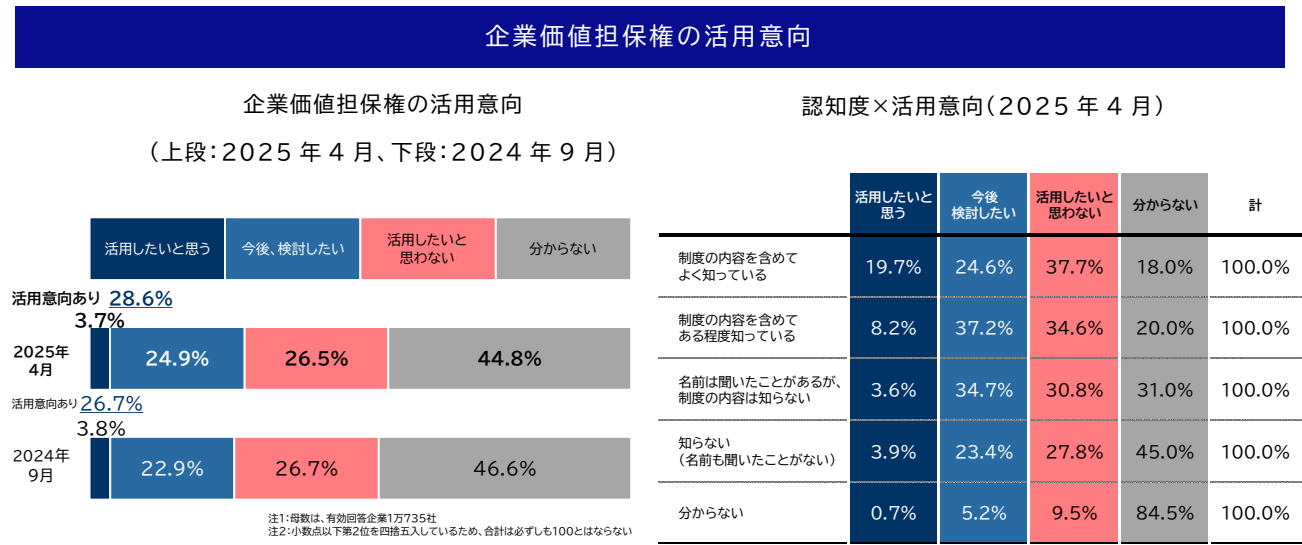
『活用意向あり』企業は 3 割弱

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は 3.7%（前回調査 3.8%）、「今後検討したい」は 24.9%（同 22.9%）で、両者を合計した『活用意向あり』企業は 28.6%（同 26.7%）だった。前回調査よりやや増加がみられ、企業からは「今後一段の成長を目指すために、企業価値担保権の活用についても検討したい」（建設・兵庫県）や「自社の事業性を第三者の目で見てもらおうことになるので、修正や見直しなどを考えるきっかけになる」（運輸・倉庫、愛知県）などの前向きな声が寄せられた。

他方、「活用したいと思わない」は 26.5%（同 26.7%）で、企業間で見解が分かれた。

また、「分からない」が44.8%（同46.6%）と依然として4割以上を占めており、認知度の低さがこうした結果に結びついていると考えられる。

認知度と活用意向の関係をみると、「制度の内容を含めてよく知っている」企業では約2割の企業で「活用したいと思う」（19.7%）と考えており、内容をよく理解している企業ほど活用意向が高い結果が表れた。



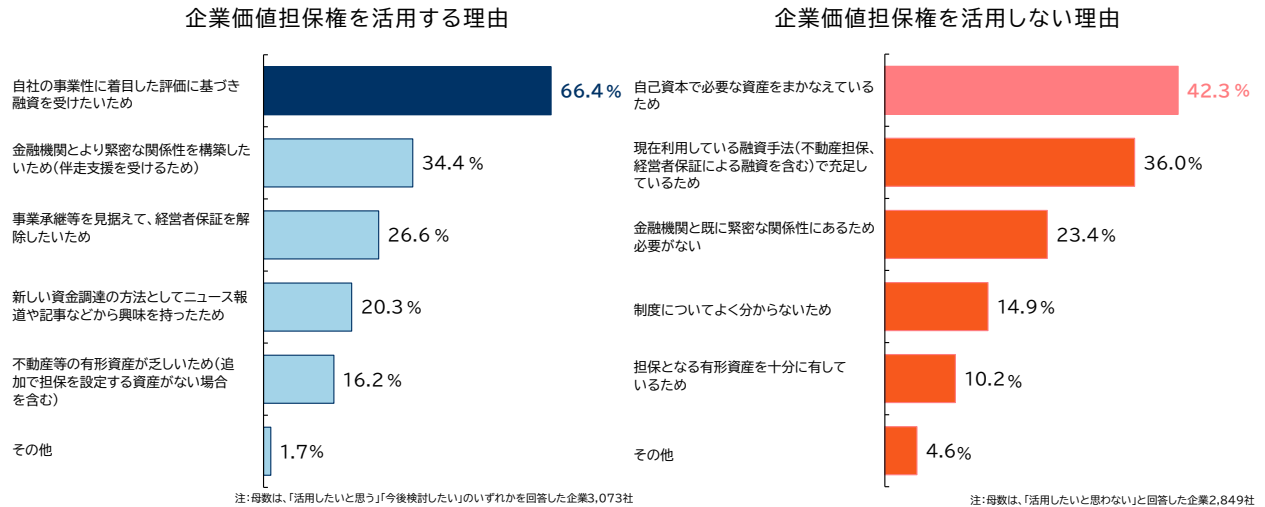
活用理由「事業性に着目した評価」がトップ、 「自己資本」「既存の融資」で十分といった意向も根強い

企業価値担保権を活用する意向のある企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が66.4%と突出して高かった。企業からは「担保が少なく実力がある企業にはメリットのある制度と思う」（化学品製造、神奈川県）といった声が聞かれた。以下、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため（伴走支援を受けるため）」（34.4%）と「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したいため」（26.6%）が続いた。

他方、企業価値担保権を活用したいと思わない企業に対して、その理由を尋ねたところ、42.3%の企業が「自己資本で必要な資産をまかなえているため」と回答し最も高かった。次いで、「現在利用している融資手法（不動産担保、経営者保証による融資を含む）で充足しているため」が36.0%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が23.4%が続いた。

企業の声として具体的には、「金融機関への過剰な情報開示が負担」（専門サービス、東京都）や「企業価値とは曖昧な言葉であり、結局のところ主観に委ねられた価値判断をされるのではないかという疑問がある」（紙類・文具・書籍卸売、新潟県）などの意見があがった。

企業価値担保権の活用意向別の理由



企業価値担保権、2026 年春施行へ新たな資金調達手法に期待と課題

企業価値担保権は、不動産担保や経営者保証に過度に依存しない新たな資金調達手法として注目され、2026 年春頃の施行が予定されている。事業者の将来キャッシュフローや無形資産を担保にできる点が特徴であり、企業の総合的な価値に基づく資金調達や、金融機関による経営改善支援が期待されている。

しかし、その認知度は上昇基調にあるものの現状では 35.1%にとどまり、活用意向も 3 割弱と限定的である。活用したい理由としては、「事業性に着目した評価」が最も多い一方で、「自己資本で充足」「既存の融資で十分」といった理由から活用しない考えの企業も少なくない。また、金融機関による評価の難しさや担保価値の変動性、既存担保との関係、企業側の準備負担、情報開示の必要性などといった点も施行に向けて考慮すべきであろう。国や金融機関からのさらなる制度の具体的な内容周知も必要といえる。

制度への期待がある一方で、多くの企業が認知していない現状を踏まえ、今後の制度の詳細設計や全国の地域金融機関や商工会議所などを通じた普及に向けた取り組みが重要となる。

調査先企業の属性

1. 調査対象(2万6,590社、有効回答企業1万735社、回答率40.4%)

(1)地域

北海道	488	東海(岐阜 静岡 愛知 三重)	1,169
東北(青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島)	775	近畿(滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山)	1,713
北関東(茨城 栃木 群馬 山梨 長野)	869	中国(鳥取 島根 岡山 広島 山口)	732
南関東(埼玉 千葉 東京 神奈川)	3,151	四国(徳島 香川 愛媛 高知)	385
北陸(新潟 富山 石川 福井)	551	九州(福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄)	902
合 計			10,735

(2)業界(10業界51業種)

農・林・水産		112	小売 (894)	飲食料品小売業	143
金融		165		繊維・繊維製品・服飾品小売業	71
建設		1,601		医薬品・日用雑貨品小売業	65
不動産		436		家具類小売業	28
製造	飲食料品・飼料製造業	293		家電・情報機器小売業	74
	繊維・繊維製品・服飾品製造業	108		自動車・同部品小売業	135
	建材・家具・窯業・土石製品製造業	179		専門商品小売業	289
	パルプ・紙・紙加工品製造業	77		各種商品小売業	74
	出版・印刷	168	その他の小売業	15	
	化学品製造業	323	運輸・倉庫	424	
(2,482)	鉄鋼・非鉄・鋳業	435	サービス (2,279)	飲食店	119
	機械製造業	423		電気通信業	13
	電気機械製造業	267		電気・ガス・水道・熱供給業	17
	輸送用機械・器具製造業	85		リース・賃貸業	93
	精密機械・医療機械・器具製造業	64		旅館・ホテル	90
	その他製造業	60		娯楽サービス	104
(2,308)	飲食料品卸売業	313		放送業	22
	繊維・繊維製品・服飾品卸売業	143		メンテナンス・警備・検査業	296
	建材・家具・窯業・土石製品卸売業	258	広告関連業	112	
	紙類・文具・書籍卸売業	111	情報サービス業	501	
	化学品卸売業	213	人材派遣・紹介業	88	
	再生資源卸売業	47	専門サービス業	404	
	鉄鋼・非鉄・鋳業製品卸売業	227	医療・福祉・保健衛生業	102	
	機械・器具卸売業	714	教育サービス業	45	
	その他の卸売業	282	その他サービス業	273	
				その他	34
			合 計	10,735	

(3)規模

大企業	1,617	15.1%
中小企業	9,118	84.9%
(うち小規模企業)	(3,665)	(34.1%)
合 計	10,735	100.0%
(うち上場企業)	(200)	(1.9%)

2. 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ 「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または 「従業員数300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ 「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または 「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ 「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または 「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ 「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または 「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング